

高齢者虐待防止のための 基本指針

医療法人財団 湖聖会

介護老人保健施設キーストーン

I 当事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利・利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する行為を行わない。以下を基本方針とする。

1. 基本方針

(1) 理念の共有

- ・湖山グループ・法人理念を職員間で共有する。
- ・職員行動指針を職員間で共有する。
- ・こやまケア行動方針を職員間で共有する。

(2) 組織体制、運営姿勢の整備

- ・それぞれの職種、職責による責任や役割を明確にする。
- ・苦情処理体制をはじめとする必要な組織を設置・運営する。
- ・職員教育の体制を整える。(職業倫理、法令順守、専門性)
- ・第三者の目を入れ、開かれた組織にする。
- ・利用者、家族との情報共有に努める。
- ・業務割の構造、具体的な流れを見直してみる。
- ・職員間が情報共有する仕組みの構築。

(3) 職員の負担、ストレスの軽減を考える

- ・柔軟な職員配置の検討
- ・負担の偏りがないような勤務シフトの作成
- ・効率優先と個別ケアのバランスを考える
- ・夜勤者についての配慮

(4) ケアの質の向上

- ・認知症ケアについての知識と理解を深めていく
- ・心身の状態を丁寧にアセスメントしていく
- ・アセスメントに基づいて個別の状況に即したケアを検討する

(5) 虐待の早期発見

- ・日々の利用者のモニタリングにより、虐待の兆候を早期に発見するよう努める
- ・兆候が現れた際には速やかにサービス担当者会議を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。

(6) 市町村への通報

- ・虐待を受けたと思われる利用者を発見した際は、速やかに市町村に通報する。
- ・この通報をなした職員に関し、そのことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行わない。

2. 虐待の種類

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 放棄・放置

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他の利用者による身体的虐待・性的虐待・心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的な言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にワイセツな行為をすること、または利用者にワイセツな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

Ⅱ 虐待防止委員会および施設内の組織

- ・虐待防止に関する担当者を下記に定める
　　＜当事業所の虐待防止担当者＞：委員長
- ・虐待防止に努める観点から「虐待防止委員会」を設置する
- ・委員会の実施にあたっては、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。
- ・委員会は、年 1 回以上開催し、次の事を協議する。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待防止のための職員研修に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制を整備すること
- (4) 職員が虐待等をした場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止に関すること
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

Ⅲ 虐待防止のための職員研修

- 定期的な研修を年2回以上実施する。
- 新規採用時には研修を実施する。
- 研修内容は基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであること。
また、本指針に基づき、権利擁護および虐待防止の徹底につながるものであることとする。
- 研修の実施内容については記録することとする。

Ⅳ 虐待等が発生した場合の相談、報告体制

(1) 施設担当者へ報告

一般職ならリーダー、主任等への報告でも構いません。報告や相談を受けた者は必ず委員長まで報告が上がるようにすること。

(2) 事業部長への報告

報告を受けた施設担当者は事務長へ報告し、事務長は事業部長へ報告する。

※通所等による家族からの虐待が疑われる場合は居宅ケアマネジャー及び管轄の地域包括支援センターへ報告する。

Ⅴ 虐待等が発生した場合の対応方法

別紙：「虐待防止対応フローチャート」参照

(1) 行政への報告

下記連絡先に速やかに報告する。

＜江東区＞ 江東区福祉部 地域ケア推進課 権利擁護係 TEL：03-3647-4324 (Fax：03-3647-3165)

＜墨田区＞ 墨田区高齢者福祉課相談係 TEL：03-5608-6174

＜台東区＞ 台東区福祉部高齢福祉課総合相談・給付担当 TEL：5246-1224

＜中央区＞ 中央区介護保険課地域支援係 TEL：03-3546-5379

＜江戸川区＞ 江戸川区介護保険課高齢者擁護係 TEL：03-5662-9011

(2) 虐待をした職員の処分

法人内に設置される懲罰委員会により処分が決定する。

(3) 再発防止の取り組み

事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において、

当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

Ⅵ 成年後見制度の利用支援について

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

Ⅶ 虐待等に係る苦情解決方法について

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口 to 寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上記Ⅳ「虐待等が発生した場合の相談、報告体制」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口 to 寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

Ⅷ 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができるよう施設内に設置しておきます。

【高齢者虐待防止のための基本指針】 改訂の記録

改訂年月	変更箇所	改訂内容
2023 年 4 月	指針の策定	介護保険改定に伴い、虐待防止についての指針を法人統一として新規策定する。
2023 年 11 月	全面改訂	指針の記載に一部不足があったため、必要事項を追加。
2025 年 5 月	一部改訂	法人統合や法人名変更に伴い、指針を見直した。 高齢者の権利擁護に関することが厳格化されていることや、他の指針等との整合性も踏まて、字体やNo. リングなども修正し、内容も改めて見直した。